

速度取締り指針

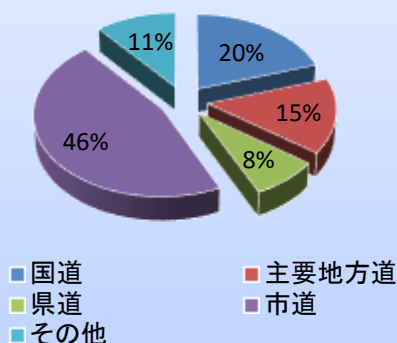
速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～17:00	上石川地内	50キロ
国道293号	9:00～20:00	日光奈良部地内	法定(60キロ)
主要地方道 鹿沼足尾線	9:00～17:00	下南摩地内	40キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和6年下半期)



- ▼ 国道や主要地方道など幹線道路での事故が全体の約43%に上る。
- ▼ 事故類型については、出会い頭事故が約31%、次いで追突事故が約17%に上る。
- ▼ 午前7時から午前11時までの間、車両同士の交通事故が多い。

～令和6年下半期～

- 国道293号でオートバイ単独の衝突による死亡事故が発生している。
- 朝の通勤時間帯と帰宅時における薄暮時間で事故全体の6割が発生している。
- 人身事故当事者の約3割が高齢者となっている。

その他の交通指導取締り要点

- 繁華街及び住宅街を重点に夜間におけるミニ検問等をランダムに行う。
- 通学路等において、登下校時間帯の指導取締りを実施する。
- 衝突時の被害軽減効果が高いシートベルト違反の取締りを強化する。
- 横断歩道における安全確保の為、横断歩行者妨害等取締りを強化する。
- 大量の土砂等を積載して運搬する過積載違反の取締りを強化する。